

## 第4回投資等ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成28年11月21日（月）14:00～16:03

2. 場所：合同庁舎4号館4階共用第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）原英史（座長）、吉田晴乃（座長代理）、高橋滋、八代尚宏、安念潤司、  
森下竜一

（政府）松本内閣府副大臣

（事務局）福島規制改革推進室次長、刀禰規制改革推進室次長、西川参事官

（総務省）自治行政局地域政策課地域情報政策室 稲原室長

（個人情報保護委員会）事務局 山本参事官

（厚生労働省）大臣官房厚生科学課 佐原課長

医政局総務課 堀保健医療技術調整官

（文部科学省）ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室 杉江室長

（経済産業省）商務情報政策局生物化学産業課 西村課長

4. 議題：

（開会）

議題1 官民データ活用

議題2 医療分野における個人情報の取扱い

（閉会）

5. 議事概要：

○西川参事官 それでは「規制改革推進会議 第4回投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用中のところ、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、安念委員にも御出席をいただいております。森下委員も後ほど御出席される予定でございます。また、江田委員が所用により御欠席です。八代委員は遅れて御出席と伺っております。松本副大臣も後ほど御出席されるという予定になっております。

それでは、ここからの進行は原座長をお願いいたします。

○原座長 どうもありがとうございます。

では、議題1「官民データ活用」に入らせていただきます。

本日は総務省から御出席をいただいております。お忙しい中、ありがとうございます。

では、早速御説明をお願いいたします。

○総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室（稲原室長） 私は総務省地域情報政策室長の稲原と申します。今日は「個人情報保護条例の現状と総務省の取組」ということで御報告をさせていただきたいと思えます。

資料1のパワーポイントの資料を御覧いただきたいと思えます。

1ページ目でございますけれども、現行の個人情報保護に関する法体系の全体のイメージということで、この図でよく御説明をさせていただいているところを、冒頭、御説明をさせていただきたいと存じます。

既に御案内のとおり、個人情報の保護に関する法律というもので、我が国の個人情報保護の基本理念が規定をされているということでございます。国等の責務・施策、基本方針の策定等について規定をされているところでございます。それにあわせて、個人事業者の個人情報保護の取扱いに関する義務等がこちらの法律で規定をされているということでございまして、各事業の所管官庁の方から、ガイドラインですとか、指導・監督等が行われているところでございます。

今回、関心がございます地方公共団体につきましては、この個人情報保護に関する法律の方に、後ほど御説明を申し上げますけれども、地方公共団体の責務規定等がございます。この責務規定に基づきまして、現状、地方公共団体におきましては、地方公共団体が保有する個人情報の保護については条例で規律をすることとなっているところでございます。

御案内のとおり、この白のところの「国の行政機関」は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律でありますとか「独立行政法人」については個別の法が制定されているという状況でございます。

○原座長 一瞬ごめんなさい。先に申し上げるのを忘れてしまったのですけれども、今日は吉田座長代理が30分には出られるそうなので、申し訳ないのですが25分ぐらいで1回。

○吉田座長代理 35分に出ます。5分ぐらいしゃべらせてください。

○原座長 では、30分で終えていただいて。

すみません。お願いします。

○総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室（稲原室長） 承知しました。

2ページ目をおめぐりいただきたいと思えます。この個人情報の保護条例でございますけれども、条例制定につきましては、地方公共団体の方が先駆けて制定されていたという状況がございます。もともとの法律の経緯につきましては、この二重囲いの中に書いてあるように、平成11年に成立した住基台帳法の一部改正の附則の中で、こういった個人情報保護の法制が必要となって法律が制定されていたということがございます。ただ、当時既にこの欄外に書いてございますように、平成11年の時点で、都道府県で50%弱、市区町村で46%ということで、この地方公共団体の個人情報保護の条例というものが先に制定されてきたという経緯がございます。法律の全面施行時におきましては、都道府県で100%、市区町村98%となってございますけれども、現状で言えば市区町村も100%の制定となってい

るところでございます。一番下に書いてあるように、古くは昭和50年代後半から、幾つかの団体でこういった条例を先行的に制定し始めており、個人情報保護法の制定のときには、半分ぐらいの地方公共団体が条例を制定していたという経緯がございます。

3ページ目でございます。「個人情報保護法制における地方公共団体の位置付け」ということございまして、先ほど申し上げました個人情報保護法制の制定のときの整理でございます。個人情報保護基本法制に関する大綱というものが制定されておまして、その中で5ポツの(1)の2パラ、3パラを御覧いただきたいと思います。「地方公共団体が保有する個人情報については、その自主性・自律性を尊重して、本基本法制の趣旨にのっとり自主的な取組が促進される必要がある」と、それから、3パラ目でございますけれども「条例が整備されていない地方公共団体においては速やかにその制定に努める」ということを申し上げるとともに「現行条例の必要な見直しに努める必要がある」とされているところがございます。

こうしたことを踏まえまして、個人情報保護法が制定されたわけでございますけれども、先ほど申し上げました理念規定のところ、第5条と第11条という規定がございます。5条につきましては書いてあるとおりでございます。地方公共団体については個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、これを実施する責務があるということ、それから同法の11条におきましては、個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならないという、この2つの条文がございまして、現行の条例による個人情報の規律がなされているという理解でございます。

4ページ目につきましては、先ほど申し上げた条例の制定の状況でございまして、今は100%になってございます。法律が制定された平成11年以降、順次、整備が促進されまして、現在に至るといった状況でございます。

5ページ目でございます。「個人情報保護条例の規定の内容」ということでございます。1つ目の丸でございますけれども、個人情報保護法と比較してということでございますが、「マニュアル処理を規制対象にしている」でありますとか、「自己情報の開示及び外部委託について規定している点」については、条例と法律はおおむね共通しているというところでございます。

一方で、地方公共団体の区域の特性に応じまして、「個人情報の定義について、他の情報との照合による識別について容易性を要件としているか」でありますとか、「死者に関する情報を含むかという点」などについては、条例の規定内容に差異もございます。これは追って詳しく御説明したいと思います。

ここで言います区域の特性は法律上も明記されてございますけれども、区域の特性については、社会経済的な条件でありますとか、住民の意識などに関する特性がございます。こういった特性は地方公共団体によって異なる場合もございまして、こういった区域の特性が条例の規定内容に反映されているという場合もございます。

以後、個別の具体的なポイントについて、条例の内容について、順次、御説明をしたい

と思います。

まず6ページ目につきましては、マニュアル処理、手作業の処理によって個人情報を整理しているものも含まれているか、含まれていないかというところでございます。都道府県については、マニュアル処理も全て対象としているという状況でございます。市区町村においては、電算処理のみを対象という団体が17団体あるところでございますけれども、マニュアル処理も対象としている団体が大半を占めているということでございます。

なお、今後、御説明いたします情報については26年4月1日現在の情報として調査をしているものでございますので御了知いただければと思います。

こういった点につきましては、総務省といたしましてもマニュアル処理も含めてくれということを、平成15年の当時に助言として申し上げているところがございます。下の点線囲いのところがございます。

7ページを御覧いただきたいと思います。「自己情報の開示・停止等」に関する規定でございますけれども、自己情報に関する情報について、開示または訂正の請求等ができる旨の規定があるかという点について見た場合には、開示の請求等については、ほぼ100%の団体が規定しているというところがございます。都道府県については訂正の請求でありますとか利用停止の請求ということについても規定がされているところがございますが、市区町村においては一部訂正の請求等の実績がないなどの理由から規定が整備されていない団体も、わずかですが存在するということもございます。総務省としてはこういった点について「原則として本人がその存在及び内容を確認できるようにすることが必要である」ということで文書を出しているということでございます。

8ページを御覧いただきたいと思います。「外部委託時の規制」でございますけれども、地方公共団体が外部に委託をして事務を遂行する場合がございますが、個人情報を保護するために必要な措置を講ずることに関し、規制をしているか、していないかというところがございます。都道府県については100%、市区町村については12団体がその規制ができていないところがございますけれども、総務省の方からは、この点につきましても「委託先においても個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講ずることを当該地方公共団体に義務付ける等の規定を設けることとすべきである」ということで文書を発出しております。

9ページを御覧いただきたいと思います。地方公共団体の内部における個人の情報の利用または地方公共団体の外部への個人情報の提供に関して規制があるか、ないかというところがございます。規制については、ほぼ規制をしているという状況でございますけれども、当然のことながら、法令に基づく場合がありますとか、個人情報保護条例においては、一般的に目的外の内部利用または外部提供を認めているという状況でございます。都道府県、市区町村別に整理をしておりますけれども「法令に基づく場合」でありますとか「人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急の必要があるとき」または「個人情報保護に関する審議会に諮問し、了解が得られた場合」、こういった場合には第三者提供を認めてい

るという状況でございます。

10ページにお進みいただきたいと思います。災害の関係が御議論になっていると承知をいたしておりますが、災害時の避難者名簿の作成におきましては、平成25年に災害対策基本法の改正がなされているところでございます。条文は長いので省略させていただきますけれども、災害対策基本法の49条11の第2項において、これは平時における名簿の作成、第3項は災害が発生し、または発生するおそれがある場合における規定ということでございます。要して申し上げます、欄外の丸で書いてございますように「平成25年の災害対策基本法改正により、平常時には、本人の同意を得て、関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、災害発生時には、本人の同意を得ることなく、関係者に避難行動要支援者名簿を提供することが可能とされた」ということで、これは条例の規定いかんによらず、こういうことが可能になるということでございます。

11ページを御覧いただきたいと思います。「センシティブ情報」についてでございます。こちらにつきましては、今回の法改正で要配慮個人情報というものが創設されてございますけれども、地方公共団体については、国の法律制定以前からこういったセンシティブ情報の収集または記録が禁止、または制限されてきている経緯がございます。

都道府県、市区町村別で御覧いただきますと、センシティブ情報の取得について規制をしている団体が44団体、市区町村で申し上げますと1,676団体が規制をしているということでございまして、今回の法改正以前から、多くの個人情報保護条例においてセンシティブ情報については特別な取扱いが定められていると、個人情報保護の観点から先取りした対応がなされているという状況でございます。

12ページを御覧いただきたいと思います。先ほど申し上げました個人情報の定義の部分でございますけれども、2点について御説明したいと考えております。

1つ目の丸につきましては、個人情報保護条例における個人情報の定義については、現在、他の情報との照合について、または死者に関する情報について、地方公共団体によって差異が見られるところでございます。

1点目の他の情報との照合に関しまして、2つ目の丸で書いてございます。パターンが3つほどございますけれども、1つとしては、行政機関個人情報保護法と同様に照合の容易性を要件としていない地方公共団体のグループと、それから個人情報保護法と同様に、照合の容易性を要件としている地方公共団体がございます。ちょっとわかり辛うございますので、1ページおめくりいただきまして13ページを御覧いただきたいと思います。

法律の範囲を書いてございますけれども、条文としては下の四角囲いを御覧いただきたいと思います。個人情報保護法の規定を抜粋しておりますが、最後の括弧書きのところを御覧いただきたいと思います。民間事業者を規律している個人情報保護法におきましては、この個人情報については「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含む」ということでございます。他方、行政機関につきましては、ここの「容易に照合」というものの抜けがありますけれども、規定が

なされておりませんで、いかなる方法による照合によっても「特定の個人を識別することができることとなるものも含む」ということで、一段厳しい照合性の規定がなされているところでございます。

こういった国の法律の規定を踏まえまして、現行の自治体の条例を見た場合には、先ほど申し上げました、いかなる方法でも照合ができるといった行政機関個人情報保護法と合わせている地方公共団体がありますとともに、この個人情報保護法と同様に、容易な照合により特定ができるものにとどめている団体もございます。また、情報に含まれる記述等により、特定の個人を識別することができるもの、要は照合の規定を入れていないという団体も一部ございます。こういった3つのパターンに分けられている状況にあるというところでございます。

12ページにお戻りいただきまして、3番目の丸でございますけれども、死者に関する情報でございます。こちらにつきましても、個人情報を生存する個人に関する情報に限る地方公共団体と、個人情報に死者に関する情報を含む地方公共団体の両方があるということでございます。こういった状況を踏まえまして、追って御説明いたしますけれども、総務省の方で現在開催しております検討会におきましては、今回の法改正の内容のうち、個人情報の定義の明確化に関する事項として、地方公共団体における個人情報の定義の差異についても検討をしていこうと考えているところでございます。

14ページ、15ページにつきましては、国の法律の改正の内容をまとめている資料でございます。14ページについては「個人情報保護法の改正」ということでございまして、検討会、それから政府の改正大綱を踏まえて、個人情報保護法の改正内容ということで、詳しくは申し上げませんが、1つ目のポツとして、委員会の新設でありますとか、個人情報の定義の明確化、個人識別符号というものが新たに創設をされているところがございます。また、要配慮個人情報ということで、人種、信条、病歴などの本人に対する情報も、今回、法律上新設をされているということでございます。それから、今回、話題となっております匿名加工情報の規定の新設ということで、匿名加工をした上で、そういった情報を提案に基づき提供していくという枠組みが入っているところでございます。

15ページを御覧いただきますと、「行政機関個人情報保護法の改正」ということで、今、申し上げました個人情報保護法の改正も踏まえまして、本年、法律改正が行われているということでございます。改正の内容については、1つ目のポツに、「行政機関、独立行政法人等における非識別加工情報制度の導入」でありますとか、「非識別加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管」をする、もしくは「個人情報の定義の明確化」を行う、「要配慮個人情報の取扱いの規定」というものがなされているところでございます。

16ページにつきましては参考といたしまして、非識別加工情報の作成・提供の仕組みということで、どのような形で民間事業者の方から国の行政機関等に対して提案がなされ、それに対して提供がなされるかということで整理がなされているものでございます。基本

的に、民間事業者からの提案に基づいて個人情報を保有する行政機関が提案についての審査を行って加工をしていくということでございます。ただ、対象となる個人情報に幾つか条件がございまして、例えば個人情報ファイル簿が公表されていることでありますとか、情報公開請求があれば部分開示をされると、逆に言うと全部不開示となるものについては、今回の匿名加工の対象外となっていると承知しております。また行政運営に支障が生じないことという条件をクリアした上で、提案についての審査を行い、非識別加工情報の作成・公表を行い、提供を行っていくという流れとなっているものと承知をいたしております。

17ページを御覧いただきたいと思います。「個人情報保護法の改正の附則及び行政機関個人情報保護法の改正附則」におきまして、地方公共団体に関連のある、もしくは本ワーキング・グループの御審議内容と関連のあるものとして抜粋をさせていただいたところがございます。

上の四角につきましては、個人情報保護法の附則の12条第6項というものがございまして、統一的な法制を検討していくということが書かれているところがございます。政府は、新個人情報保護法の施行の状況でありますとか、第1項の措置の実施の状況その他の状況等を踏まえまして、新法第2条第1項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することも含め、個人情報の保護に関する法制のあり方について検討するということが、個人情報保護法の改正時の附則に規定がなされているところがございます。

また、行政機関個人情報保護法の附則の第4条におきましては、政府は、この法律の公布後2年以内におきまして、個人情報保護法に規定をされます個人情報取扱事業者でありますとか、国の機関でありますとか、地方公共団体、独立行政法人、こういったものが保有する個人情報が一体的に利用されることが、公共の利益の増進及び豊かな国民生活の実現に特に資すると考えられる分野における個人情報の一体的な利用の促進のための措置を講ずる、という附則が規定をされているところがございます。現在、内閣官房の方で健康医療に関する法制の検討が進んでいるものと承知をしているところがございます。

18ページにつきましては、「個人情報保護法の施行スケジュール」を、いただいた資料を基につけさせていただいております。全面施行としては、平成29年度、2017年の春ごろを想定して、国の法律が施行されていくということでございます。

19ページ以降は、こういった法律の改正の動きの中で、地方公共団体がどのように位置づけられているかということは何点か御紹介させていただきたいと考えてございます。

まず、19ページにつきましては、本年6月2日の日本再興戦略における、地方公共団体における個人情報の扱いということでございます。下線を引いてございますけれども「国は、今後、地方公共団体において個人情報の保護に関する施策の見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方団体に対して協力を行う」ということが明記をされているところがございます。

また、20ページを御覧いただきたいと思います。個人情報保護法に基づきまして、政府

において「個人情報の保護に関する基本方針」というものを、一部改正も含めまして閣議決定をいたしているところでございます。今回の法律の改正に基づいて、本年10月28日に一部変更の閣議決定が行われているところでございますけれども、その中で、地方公共団体に関係する部分を抜粋させていただいているところでございます。3の(1)の冒頭の1行目におきましては、地方団体につきましては、先ほど申し上げました理念規程の2つ目のポイントでございますけれども「法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に関する条例の制定又は見直しに取り組む必要がある」と明記をされているというところでございます。

また、下線部については今回の法改正を踏まえまして、基本方針が改正をされているというところでございます。内容を申し上げますと、最初の下線部のところでございますが「個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備」、こうといったところに地方公共団体は留意するよにということが書かれているところでございます。最後の下線でございますけれども「国は、地方公共団体における条例の制定又は見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報提供を行うなど、地方公共団体に協力を行うものとする」ということが明記されているところでございます。

そういった規定も踏まえまして、21ページにおいては今般の個人情報保護法、それから行政機関個人情報保護法の改正を踏まえて、地方公共団体に対して、総務省が情報提供をした事実関係を時系列で並べさせていただいております。

22ページにつきましては、先ほど申し上げましたように、本年の9月23日に第1回の検討会を開催させていただいております「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」の大まかの設立趣旨を書かせていただいております。先ほどの基本方針も踏まえまして、個人情報保護法、それから行個法の改正を踏まえて、地方公共団体の条例の見直しに対して必要な情報提供を行っていくということを目的といたしまして、検討会を立ち上げさせていただいたということでございます。

23ページでございますけれども、「検討の前提となる基本的な考え方」として、第1回の検討会の資料を抜粋させていただいておりますけれども、1つ目の丸、2つ目の丸につきましては、先ほど申し上げた個人情報保護法の理念規程で規定されているように、地方公共団体は条例対応をする必要があるということを前提といたしまして、3つ目の丸でございますけれども、基本方針の留意事項、個人情報の定義の明確化でありますとか、要配慮個人情報の取扱い等を留意することが求められているということでございます。そういった改正に向けて、きちんと情報提供をしていきたいということでございます。個人情報保護条例の見直しを検討することが適当であるということを前提として検討を進めさせていただいております。

最後のスライドでございますけれども、24ページ目でございますが、この検討会における主な検討項目ということで先ほど大まかには申し上げました。「個人情報の定義の明確化」



は、先ほど申しあげました容易照合性の問題でありますとか、死者に関する情報といったものをどう扱うべきかということをお議論いただくでありますとか「要配慮個人情報の取扱い」ということで、地方公共団体は先行してセンシティブ情報の収集制限をかけているところがございますけれども、そういったものをどのように扱っていく必要があるかということ。

それから最後「非識別加工情報の仕組みの導入」ということで、国の法律におきまして、こういった制度が設けられたところがございますけれども、検討項目といたしましては条例における対応でありますとか、第三者機関の関与、小規模団体の対する支援等々を検討していく予定といたしております。

私の方からは、以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

では、吉田さん、先にお願ひします。

○吉田座長代理 ありがとうございます。

これを読んでいて、意外に思ったのは、これまで2000個問題、2000個問題と大騒ぎをしていたのですけれども、実は、大した問題ではないと言われていることです。今まで国からのしっかりとしたガイダンスがなかったのが、各地方自治体、市町村で、自分たちの解釈を進めていて、気が付いたら2000個問題と言われる問題がでていた。今後中央政府からのしっかりとしたガイダンスが出れば全国的にまとまってくる、そう解釈させていただきましたが、これからはしっかりと総務省さんがまとめていきます、解決は時間の問題ですとのご説明を受けたということで、間違いではありませんでしょうか。

○総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室（稲原室長） ありがとうございます。

ちょっとかた苦しい話を申し上げますと、これは地方公共団体における自治事務でございますので、総務省は命令ができる範囲ではないのです。ですので、先ほど吉田座長代理からおっしゃっていただいたような経緯も踏まえて、地方公共団体の方は、端的に言うと住民に非常に近い行政機関でございますので、保護に対しては非常に気を使ってきたという経緯がございます。法律ができる前からやっていて、法律ができた後、先ほど条例制定の状況も御覧いただきましたし、今、規定は若干ばらつきがありますので、そういった重要なところについては、総務省としても、地方自治法で言うところの技術的な助言という言葉をよく使わせていただいているのですけれども、やはりそこは国の法律の趣旨ですとか、そういったところを丁寧に御説明を申し上げて、そろえるべきところはそろえるべきでしょうということをおっしゃっているところがございます。

今回の法改正で入ってきております非識別加工情報の話につきましては、国の方も初めての事務でありますので、いろいろと大変なところもあろうかと思っておりますし、地方公共団体も、どうしても国の状況を踏まえて、いろいろな制度導入を見ていかないと、大きな都道府県、政令指定都市に比べて、人口が数千人の村までありますので、なかなかその状況を踏まえないと導入できないかなという状況はあるのですけれども、そこは、なる

べく総務省としても、先ほど最後のページで、幾つか匿名加工情報のところで論点があるかと思っているのですが、そういったところも議論をさせていただいて、その制度がなるべく円滑に導入できるようにしていただきたいと考えております。

2000個問題という問題の一つ掲げて御議論をいただいているときに、何をもって2000個問題と言うのかというところが、僭越ながらあるかなと思っておりまして、当然、普通地方公共団体で言えば47都道府県と1,741団体なのですけれども、それぞれ情報保有者は、どこまでいってもその団体数だけありますので、その団体全てが全く違う規定にしているかというところでもなくて、先ほども申し上げたような死者の情報と容易照合性はちょっとばらけているところはあるのですけれども、その点については、今回の検討会でも議論はさせていただきたいと思っているところでございます。

あとは個別に、保護の面ではなくて流通の面で言ったときに、今日的に、非常に御議論になっている医療情報ですとか介護情報については、先ほどの附則の方で、今、内閣官房の方で検討されている特別法といったようなものであれば、それは例えば地方公共団体の公立病院であっても範囲となってくると承知をしておりますので、その部分でお答えをいただくことができれば、随分変わってくるのではないかと考えています。

○吉田座長代理 我々は今まで、電子政府であるとか行政の簡素化のためにどのようにデジタル化を推進するかということ議論してきました。その時に2000個問題がショーストッパーのようにでてきました。今、各市町村でそれぞれサーバーを立てて、自分たちの行政を電子化してばらばらになってしまったのだという説明があったと思います。でも今後は中央政府のガイダンスで恐らくみんな収束していくだろうと、主張されていると解釈していいですか。

○原座長 いや、それでいいかどうかを、ここで検証しないといけない。

○総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室（稲原室長） 端的にはなかなか答えづらい質問なのですが、繰り返して恐縮なのですが、ほとんどの団体が条例制定をしていない状況であるとか、あとは本当に2,000通りの条例があるといった状態であれば議論は別かと思うのですが、今、吉田座長代理から御指摘のあった点について申し上げますと、ほぼ全ての団体で保護条例ができて、今、政府の方針としては、更に新しい匿名加工の情報という制度を入れていこうと、地方団体にも入れていくように情報提供をしようという動きがございますので、私、担当室長としては、今までの改正の経緯も踏まえると、何もないところなら別なのですが、ある中においては条例改正をしていくということが必要なのではないかと考えております。

ただ他方で、先ほどスライドの附則のところであったような、一体的な法制の検討というような、附則の規定があったり、あとは今後、地方公共団体においてもいろいろな考えが出てくると思うのです。なので、自治事務の話でありますので、私どもがいきなり条例を法律化することもできない状況でございますので、地方公共団体の意見というものも十分踏まえていかないと、保護の前線で、いろいろな住民の方々に対峙している地方公共団

体でございますので、そういった意見も踏まえて議論をすべきなのかなと考えております。

1点、若干感想めいたことを申し上げますと、条例がほぼほぼ整備されている中において、それを法律で吸い上げるというのは、パターンとしては余りないパターンなのかなと思ったりはしております。ちょっと答えになっていないのですけれども、そのような感想を持ちました。

○原座長 よろしいですか。

○吉田座長代理 どうもありがとうございました。

○原座長 どうもありがとうございました。

吉田座長代理からは、この問題は解決していくということなのですねという心意気の部分も含めて、今、総務省さんに御確認をいただいたわけですが。

○吉田座長代理 はい、そうです。今日はそれだけ聞いて帰ろうと思っていましたので、よろしく願いいたします。

○原座長 ありがとうございました。

それでは、少し戻ってお話をさせていただきたいと思います。

ちょっと恐縮なのですが、先に私から、基本的に、まず伺いたい事項を何点か伺わせていただいて、その後、さらに委員の先生方からも御議論をいただければと思います。

これは総務省さんも御存じのとおり、投資等ワーキング・グループでは、前々回からこの議論をスタートしております。前回のワーキング・グループで、横尾市長、鈴木教授、湯浅教授という3人の方々から、今、正にお話がありましたけれども、いわゆる「個人情報保護法制2000個問題」ということで問題提起をいただいたわけでございます。この問題提起に則して、総務省さんがどうお考えになるかということは何点かお伺いしてみたいと思います。

2000個問題という問題と地方自治との関係と、大きく2つに分けてお伺いしたいと思いますが、まず1つ目に、今、お話も出ましたけれども、いわゆる2000個問題とは何なのかというお話もありましたが、前回、問題提起をいただいたペーパーの中で、2000個問題とはこういうことだという説明がなされていたと思いますので、その前提で、この問題について、どう認識されているかということをお伺いしたいと思います。前回のヒアリングの資料は御覧いただいているかと思いますが、もし認識が異なる点がございましたら、これについても御指摘をいただければと思います。これが1点目です。

それから2つ目ですが、諸外国、特に欧州やアメリカなどにおいて、基礎自治体ごとに個人情報保護条例を定めているということなのかどうか、これを2点目にお伺いできればと思います。

それから、2つ目の大きな塊としての地方自治との関係ということに移りたいと思いますが、3点目、先ほど少しお話がございましたように、条例が既に存在をしている分野で、国がルール化を行おうとする場合には、地方自治の本旨ですとか、また、国と地方公共団体との適切な役割分担といったことが問題になるということだと承知をしております。一

般論として、こういったケースで法律によるルール化が認められるのはどのような場合なのかというのを、3点目としてお伺いできればと思います。

それから4点目以降は、少し具体論、各論でこういった場合については、ということでお伺いをしていきますが、先ほど都道府県、市町村については100%制定されていますというお話がございましたが、広域連合、それから、一部事務組合については未制定のところが残っていると承知をしています。こうした条例の空白、それから、項目ベースでは今後も生じていく可能性のある未対応の部分に備えて、ナショナルミニマムとしての制度を国で整備するというものを検討されたことがあるのかどうか。それから、仮にこういったナショナルミニマムとしての整備をしようとした場合に、地方自治の本旨などに反するののかどうかというのを4点目でお伺いできればと。

それから5点目でございますが、地方公共団体において、こういった条例が整備され始めた1970年代ごろとは大分状況が異なってきて、地方公共団体の保有するデータが、その地域の住民だけの関心事項ではなくて、地域の枠を超えて活用される可能性、余地が生じているのだと思っています。こうした全国的なネットワークが必要な分野について、地方公共団体の意見も十分に聞いた上で、法律によるルール化を行っていくということが地方自治の本旨などに反するののかどうか。これが5点目でございます。

それから、6点目でございます。先ほどもお話がございましたが、ビッグデータの活用という観点で、今回、国での法律改正では匿名加工情報、識別加工情報という制度が設けられているわけでございますが、これに相当するような制度改正、先ほど条例で、今後、技術的な助言で整備をしていくという御説明だったと理解いたしました。今後、こういった制度改正を全ての地方公共団体で、条例で整備をしていくとして、全国で整合性のある制度整備が何年後に終わると見込まれているのか。それから、こういった個人情報の加工プロセスなどについて、地方公共団体の御意見も十分に聞いた上で、法律で仮に定めるという場合には、これが地方自治の本旨などに反するののかどうか。これが6点目です。

それから、最後に7点目でございます。これは前回ヒアリングの際に、横尾多久市長から、今後、個人情報保護法は3年ごとに法改正をなされることが想定されていると。これに対応して、全ての自治体で条例改正をしていくことは実際上困難ですという指摘がありました。こうした声は把握されているのかどうか。また、こうした声と地方自治の本旨との関係はどう考えられているのかという、大分項目が多くなってしまって恐縮ですが、以上の点について、前回までの問題提起も踏まえてお考えをお伺いできればと思っております。

今のお答えをいただく前に、先ほどの御説明について確認しておきたい点とかが、もし委員の先生方からございましたら。

いかがでしょうか。よろしいですか。

では、よろしければ、今の点、お答えいただければと思います。

○総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室（稲原室長） 御質問ありがとうございます

す。座長の御質問の趣旨を全て捉まえられたかどうかはあれなのですが、もし足りなければ御指摘をいただきたいと思います。

まず、前回の第3回での議論を踏まえての所感ということでございます。私も網羅的にお答えができるかどうかはあれなのですが、論点が幾つかあったかと思えます。

1つは、医療介護データの利活用は非常に問題なのだということが御議論されていたかと思うのですが、これに関しては、先ほど来申し上げております一体的な利用の促進のための特別な法律というものが検討されておまして、それに地方公共団体の機関も含まれるという理解でおりますので、そちらの方で対応がなされるということを考えれば、随分改善はするものと承知をいたしております。

それからもう一点、傍聴していた室の者が聞き取った情報ですので正確かどうかはわからないのですが、災対法の関係で条例の制定が必要になってくるという御発言があったようなのですが、基本的に、先ほど私の方でスライドを用意させていただいた25年の災対法の改正を踏まえれば、さらに加えて条例の改正が必要になるものではないというように承知をいたしております。平時であれば同意をとる必要がありますし、災害が発生した場合には同意をとる必要はないということが法律上明記されておりますので、そのルールに従って地方公共団体はみずから保有する個人情報を取り扱うということでございますので、加えての条例制定は必要ないのではないかと考えてございます。

○原座長 前回の指摘は平時の話だったと思います。

○総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室（稲原室長） それが平時なのか有事なのか、前回の御審議の状況が、私も十分に理解できていなかったところがあると思うのですが。

それからもう一つ、越境データの問題が御議論されていたかと思えます。十分性の認定ということでございまして、地方における条例が障害となっているのではないかという御議論があったと承知しておりますけれども、現時点において、私どもがこちらのEUの十分性の認定ということに対処しているわけではございませんで、交渉担当となっているところからは、現時点において、地方公共団体は条例によって規律をしているということをもって、交渉の障害となっているということは、私どもとしては聞いておらないというところでございます。

それから、2000個問題はデータ流通を阻害しているという御指摘がございました。地方公共団体におけます個人情報保護条例の制定の沿革については、先ほど随分時間をいただいて御説明をしたところでございますので、基本的には保護の観点から今までやってきたというところでございます。ただ、その中であっても第三者提供においては法律に定めがある場合、先ほど統計データも出ささせていただきましたけれども、基本的に第三者提供ができるということになってもございますし、また、例えば今回、健康・医療戦略室の方で御検討をいただいているような特別法というものが制定される場合には、その辺の課題は法律でクリアさせた上で、データ連携を実現することは可能ではないかと考えてござい

す。

それから、公の施設を指定管理者に管理委託をするときにきちんとできていないのではないかというお話がございました。公の施設の管理委託を受ける指定管理者というものは、個人情報保護法の規律を受ける民間事業者でございますので、そういった規律がかかるという点が1点ございます。さらに指定管理者については、地方公共団体との間で締結する協定によって個人情報の保護に関する義務が課せられると承知をいたしておりますので、そういった御懸念はないのではないかと考えているところでございます。

それから、諸外国の基礎自治体の状況については、今、手元にデータがございませんのでお答えができないところでございます。

それから、3点目についてなのですが、幾つか地方自治の本旨というキーワードで座長から何点か御指摘をいただいたところでございますが、地方レベルで条例が既にある場合に、一般論として、どういった場合に法律が認められるかというところなのですが、私の所管分野でもないですし、地方自治の基本原則にかかわる部分でございますので、私の方からお答えをすることは難しいかと思っております。

分権の話は、内閣としてそれ専用の部署等もございまして、やってきているところでございますので、そういったところの判断が必要ではないかと思うのですが、非常に基本的なことを申し上げさせていただきますと、平成11年に分権一括法による改正があって以降、関与の法定主義でありますとか、関与の基本原則というものが地方自治法に明記をされております。国が地方団体に関与をする場合の基本的なルールでありますけれども、原理原則的なことを申し上げると、国から見た場合に、その目的を達成する場合には必要最小限と、地方公共団体の自主性及び自律性に配慮しなければならないということがルールとして明記されているようなところもございますので、そういったところも踏まえながら、地方公共団体と議論をしていくことになるのではないかと考えてございます。

それから、4点目の広域連合、一部事務組合でございます。座長御指摘のとおり、一組と広域連合については、広域連合で言えば9割は制定されているのですが、まだ制定されていないところがあったり、一部事務組合で言うと、まだそこに至っていない状況がございまして。

○原座長 大体5割と聞いていますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室（稲原室長） 詳しいデータは手元にないのでございますけれども、平成28年4月1日現在で9割の広域連合、それから、半数の一部事務組合が条例制定済み。逆に言うと、1割と半分程度が制定されていないというところでございます。

残りのところはどのようにしているのかということ、今、総務省でも調べているところなのですが、例えば条例ではなく規則を制定してやっていらっしゃる、運用上、一組等の構成団体の条例に準じてやっているということで、条例によらず対応している団体もあるというように承知をしておりますが、いずれにしても、総務省としては、こういっ

た団体には、特別地方公共団体、広域連合や一組においても条例制定をされてきていますので、そういった情報提供に努めまして、きちんと対応してまいりたいと考えてございます。

○原座長 ナショナルミニマムとしての制度を国で整備するとした場合には、先ほどの地方自治の本旨ですとか、そういったこととの関係はどうなりますか。全般にお答えするのは、今日は難しいですか。

○総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室（稲原室長） すみませんが、先ほど私が聞き取った順番でお答えをさせていただいてよろしいでしょうか。

○原座長 ごめんなさい。4点目で、2つお聞きをしたつもりだったのです。

○総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室（稲原室長） すみません。そうですね。

広域連合、事務組合が未対応の中、ナショナルミニマムの法制を検討したことはあるのかということでございますけれども、総務省としては、今回の個人情報法と行個法の改正においても、先ほど、閣議決定をした基本方針を御覧いただきましたように、5条、11条に基づいて条例による対応ということを考えてございますし、これまでも歴史的な経緯もあって、地方の方が条例制定を先行してきたということがございますので、これまでナショナルミニマムの観点から法制化を検討したという経緯はございません。

それから5点目でございますけれども、1970年代のころとは状況が違うのではないかと、地域の枠を超えて、個人情報活用されるという状況において、全国的なネットワークを検討するのは自治に反するのかということでございます。先ほどのナショナルミニマム、地方自治のときに一般原則で申し上げたところと関連するかとは思っておりますけれども、今、座長がおっしゃられた全国的なネットワークというのは、法制という意味でのネットワークということでしょうか。何か組織的なものということでございますでしょうか。

○原座長 データの流通の環境を整備するという意味でのネットワークの整備。

○総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室（稲原室長） 仮に、今回の匿名加工情報の世界での話を想定されての御議論かと思うのですが、データを加工して出していくということだとは思いますが、いずれにしても、住民の方々の情報を保有するのは、県であり、市であり、町であり、村でございますので、そこに、例えば法制化をして、今回の個人情報法、行個法で入れたようなルールを地方公共団体の加工ルールとして定めるといったようなことがあった場合に、いずれにいたしましても、情報を保有している者は地方公共団体が変わりございませんので、加工をするのは地方公共団体になってこようかと思えます。

したがって、それは何によって規律をするかということとは別に、やはりそこは個人情報保有し、提案を受けて加工するものは地方公共団体が変わりはないということになろうかと思えます。なので、全国的なネットワークを作って、その情報を加工して流通ということに関して言うと、そこはどのようなのでしょうか。国の法律においても、基本的には行政機関はそれぞれ加工処理を行いますし、個人情報取扱事業者も、基本的には各社さ

んが提案を受けて加工をいたしますので、それを統一的に、ネットワークを組んで流通させるというところはちょっと難しいのではないかと思います。

○原座長 ちょっとだけ質問の中身の確認で申し上げますけれども、まず、今、加工は国でも、行政機関それぞれ、民間企業もそれぞれとおっしゃいましたが、当然ながらルールについては統一のルールでしているわけですね。

○総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室（稲原室長） はい。

○原座長 地方公共団体についても同じような議論はあり得るのではないかとということでお伺いをしているつもりです。

それから、あと全国的なネットワークの話は、加工するということだけではなくて、オンラインでデータを連結して活用するとか、そういった議論もあり得るのだろうと、全国的にそういったデータを活用するというニーズがさまざまな分野で高まってきているのではないかとということで、すみません、5点目と6点目を分けてお伺いをしていたつもりです。

お答えできる範囲で結構ですので、先へ進めてください。

○総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室（稲原室長） 全国的なネットワークで申し上げますと、何回も例示を出して恐縮なのですが、医療の情報について、今、一元的な法制が検討されておりますが、その中で代理機関ということの一つの機関が検討されていると承知をしております。そういったことの対応であれば可能ではないかと考えてございます。

それから6点目でございますけれども、匿名加工情報の導入にどれくらい時間がかかるのかということでございますが、まだ国のガイドライン等も出てございませぬし、実際の提案を受けての加工というものが出てきていない状況において、何年ということ私の方から見通すことは困難な状況でございます。

○原座長 提案を受けて加工なされるまでの期間ではなくて、制度が整備されるまでの期間です。制度が整備されないと、もちろん提案は絶対に出てこない。自治体におけるルール整備がなされるまでの期間をお伺いしたつもりです。

○総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室（稲原室長） できれば速やかにということで、総務省も情報提供をすべく、今、検討会をやっているところでございますが、地方公共団体においては、それぞれの議会に条例を提案してということになりますので、私が、今、予断を持っていつまでにということをお申し上げるのは困難な状況でございます。

それから、3年ごとに条例改正をしていくことが非常に大変だと、手間だということと、それがために統一の法制を作るということは地方自治の本旨に反するかということでございます。3年ごとという根拠が、私は思い当たらないものですから。

○原座長 法律の附則です。

○総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室（稲原室長） わかりました。

条例改正について、それぞれの団体で対応していかなければいけないということは、承



知はいたしております。だから統一的な法制を考えてくれというのは、前回、第3回の場合に来られました横尾市長等、首長さん方の御主張だと理解をいたしております。ただ、総務省は、全体として地方公共団体側が、だから条例ではなくて法律でという状況にあるのかどうなのかというのは、現段階で把握しているわけではございませんで、冒頭申し上げたように、この点については過去の経緯から保護をきちんとやってきた地方公共団体の個人情報保護行政にかける思いといいますか、思い入れというものもあるかと思えます。

したがって、私の方で予断を持って申し上げることはできないのですが、そういった議論をする場合には、地方公共団体側の意見を丁寧に聞いていく必要があるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

本当は先生方に回したいのですが、1点だけ先に確認をさせていただきますと、最初に2000個問題と言われている、前回、問題提起のあった事項についての御認識を伺いました。それで、細部について幾つか、ここはちょっと違うのではないかという御指摘があったと理解をいたしました。一方で、こういった問題全体、先ほど来、医療の分野については特別法での対応がなされつつあって、それによって改善するというお話もございました。したがって、問題は存在していて、一部の分野で改善が図られつつあるという、全般には、そういう御認識でよろしいのでしょうか。

○総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室（稲原室長） 医療の分野がかなりの関心の対象だとは承知しておるのですが、それ以外に2000個問題で、先ほど座長がおっしゃっていただいた条例制定をしていないところはしないといけないという問題もございますし、あと照合性の問題もあろうかと思っています。そこは総務省としては、やはり行政機関は同じでございますので、照合性については行個法に合わせていただくべく取り組む考えもございますし、制定されていないところについては制定してくれということで申し上げていこうと考えてございます。

したがって、残りの課題は何なのかということは、現段階で言うと、将来的には匿名加工情報というものが本格的に入ってきたときに、恐らく全者が用意ドンという状況にはならないことが予見される中で、そういったものをどうするのかという問題以外については、例えば先ほどの災対法の議論があったように、法律等で措置をいただきたいものについては、基本的には法律に基づいて地方団体は処理しないといけませんので、さほど大きな問題はないのではないかと認識でございます。

○原座長 私だけ伺って申し訳ないので、先生方、いかがでしょうか。

○安念委員 ありがとうございます。

地方自治体の方が先行している分野なので、それぞれに思いがあるという御説明は、私も何となく実感としてはよくわかるのですが、ただ、これは結局、個人情報保護の隅々まで国の法律で統一してしまおうという、そういう大がかりな問題意識ではそもそもない。

話の発端がそうだったのではないかと私は何となく思っているのです。

決定的に重要なのが、要するに、流通できるかどうかということだとすれば、結局、匿名加工をどうするかという問題に帰着すると思うのです。そうしますと、匿名加工のところだけを法制化すれば自治体も助かるのではないかと、私は思うのですね。つまり、匿名加工は外注しなければならないわけですから、その業者さんが、いわばマル適マークを持っている業者さんで、その業者さんが使っているプロセスというか、技術がマル適マークを持った規格であるかということに事実上尽きるわけでしょう。ですから、自治体ごとの実情がどうかという話ではなくて、全国で統一して法律を作ってしまったほうが、むしろ自治体の立場としても楽なのではないかというように何となく思っているのですが、どんなものでしょう。

○八代委員 ちょっと関連でいいですか。

基本的に私も同じ問題意識なのですが、進んでいる自治体は当然構わないわけですね。問題は遅れている自治体の方であって、そのためにも国が必要最低限度の法律を作った上で、もっとやりたい自治体は、それに、また条例で追加的な部分を加えればいいだけであって、一部の自治体が先行しているから国は余計なことをしないほうがいいというものではないのではないかと。そういう自治体は、別に国がどういう法律を作ろうが、さらにブラッシュアップすればいいだけの話で、それは、やや口実めいた御説明のように思うわけです。

○原座長 何かございますか。

○総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室（稲原室長） 今、匿名加工に関しての御指摘でございましたけれども、そういった議論があるということをご否定するつもりは、私は全くございません。

ただ1点、匿名加工についてルールを決めるということ、条例か法律かという前に、そのときに流通の面で、同じようなデータが回るのかどうかというのは、私もそのデータ分野の専門家ではないのですが、例えば都会のようなところでとった情報と、非常に人口が少ないところでとった情報というものを匿名加工しようとした場合に、自治体であれば例えば集落に3人しか住んでいなくて、そのうち80歳以上の方は特定できてしまうというような状況のところと、都会のところ、データ加工をするようなところは、恐らく匿名加工の処理の方法も変わってくると思うのです。それが個人情報になるかどうかと、要は、非識別加工がされているかどうかというのは、その情報を保有するところでない判断できないところもありますので、やはりそういった実情というのは、法律で規律をするか、条例で規律をするかに問わず出てくる可能性があるのではないかと思います。

○安念委員 ちょっとそれは違うのではないかと思います。と言いますのは、田舎とか都会という話ではなくて、非常に母集団の小さい集団というのは幾らでもありまして、例えば希少難治性疾患なんていうのはそうなのです。日本に患者さんが5人しかいないとか、世界中で100人しかいない病気はたくさん種類がありまして、その種類を特定してしまうと、

実は患者さんがどこにおられるかわかってしまうというような例があります。そのような情報であれば、匿名加工して、本人がわからないようにしなければいけないし、どうしても匿名加工ができないのであれば、それはもう、およそ流通はできないということです。そういうことはあり得ます。しかし、それは自治体の実情によって違うということではなくて、情報の種類によって違うことですので、私は必ずしも今の御説明ではないのではないかと思います。

○八代委員 それは例えば工業統計表なんかでも特定の企業の工場がわかる場所は、もうデータは消してあるわけです。そんなのは簡単にできる話で、何も一々それを地方に任せる根拠には全くならないと思います。

○原座長 今の点は、それで加工の仕方についてのルールを、みんながばらばらに作りますということになってしまったら、企業や地域の枠を超えて活用することが相当制約されてしまうわけですし、だからこそ、匿名加工情報についても、企業ごとのルールではなくて、法律で一律のルールを決めているわけですね。それが適用される企業の規模や、あるいは状況、データの種類によって、適用のされ方は異なるということで、さまざまなルールが決まっているということだと思います。

○総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室（稲原室長） すみません。言葉が足りなかったと思うのですが、方法がばらばらということと言いたかったわけではなくて、加工の粒度が違ってくる場合があるのではないかと申し上げたところです。

匿名加工の方法というものは、地方団体としては行個法ですとか、個人情報保護法のガイドラインを参考にしながら、基本的には、そういった国の方法を地方公共団体の方に情報提供するというのを、今、考えているところでございます。

○高橋委員 災害の情報についても、それ自体、自治体が持っている情報なので、自治体が持っている情報について、国法で個人情報の流通の仕方を規定するというのは、必ずしも無理なことではないだろうと思います。

1点、匿名加工情報にして、個人識別性がない形で、オープンガバメントの方向で出すということについて、その出し方について国法で定める場合に、当然、その情報の保有者というのは自治体ですから、その自治体の意見を十分踏まえながら、法制化、ないしは条例で規律することを検討することは可能でしょうか。要するに、どう仕組んでいくかということ、国全体で議論するということについての取っかかりというのがあり得るかという、そういうことについてお聞きしたいのですが、そこはいかがでしょうか。

○総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室（稲原室長） 今、高橋委員からいただいた議論というのは、先ほど来申し上げているようにあるとは思っております。

災対法の例も挙げていただきましたけれども、先ほど、医療情報の一体的利用の検討が進められているところは、その附則に基づいて、一体的利用を進める分については統一的法律で対応するという方針が附則の方で示されておりまして、そういう情報の分野を取り上げて、一体的に取り扱う分については法律で対応ということはあるのではない

かと考えております。

○高橋委員 その際には、保有者である自治体の意見を十分に聞きながら、どういう制度が在りうべきかを考えるのは、地方分権の観点からも、必ずしも問題がないと私は考えるのですが、そこはいかがでしょうか。

○総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室（稲原室長） 私の方から問題ないとはなかなか言いがたいところはあるのですけれども、高橋先生がおっしゃっていただいている御意見も踏まえながら、いずれにしても、地方とのコミュニケーションというものは非常に重要だと思います。結局は地方公共団体が実施事務の執行者としてやっていくことになりますので、そこはいろいろな意見があろうと思います。私も十分、今日、先生方に御説明をできていないところは申し訳ないとは思っているのですけれども、幾つかの意見はあろうかと思っておりますので、そういった意見のやりとりというのは非常に重要なのではないかと考えております。

○原座長 よろしいですか。まだ10分ぐらいあるのですが、大分時間も迫ってきましたので、先に2つコメントを申し上げます。

まず一つは、先ほど来議論が出ている医療のデータについての特別法ということで、これはまだ、私たちも中身がよく見えていない状況であります。この話は前回のヒアリングのときにも議論があって、やはりビッグデータとしての活用を考えたときには、医療のデータというところだけではなくて、例えば介護とか健康とか、分野を超えた活用をしていくということが、ビッグデータの活用という際には大変重要なのではないかと。そのときに個別分野ごとに抜いていくというのが有効なやり方なのかどうかは議論の余地があると、そんな議論がありましたというのが1つ目です。

それから、2点目です。これもコメントですけれども、先ほど来、少し匿名加工情報のところに集約して議論されていたところもありましたが、必ずしも匿名加工だけではなくて、これまでもなされているような、オンラインでのデータの連結をやるときの問題も考えられる。私は近所の自治体の条例を、幾つかオンライン連結について確認してみたのですが、結構ばらばらです。自治体ごとの審査会の承認をとらないといけないと書かれているもの、承認ではなくて意見だけ聞けばいいですと書かれているもの、それから全く規定がなくてどうしたらいいのか手続がよくわからないものという、実はたまたま3つだけ見て、網羅的に2,000とか調べたわけではないのではないのですけれども、かなりばらばらな可能性があるのではないかという印象を持ちました。ですので、先ほどの御説明ではかなり統一されていますという、基本的なところを幾つか御紹介いただいたのですが、ばらばらなところがまだあるのではないのかなという気がしておりますというのが2つ目です。

それから3点目に、これは質問なのですけれども、先ほど御説明をいただいた中で、20ページで個人情報保護の基本方針の御説明をいただきました。それで20ページの一番下の3行です。最後のパラグラフで、国は、要するに、必要な情報提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行うということが記載されていて、先ほど来の御説明ですと、今、総

務省さんでこの検討会の中でも詰めようとされているのは、技術的な助言という形での情報の提供をされようとしているということなのだと理解をいたしました。

この基本方針の閣議決定の中で「情報の提供を行うなど」というが入っているのですが、この「など」は何が想定されているのでしょうか。場合によっては、国で一定のルールを作って地方公共団体が、より円滑にルールを運用しやすくするという意味での地方公共団体に対しての協力も入っているのかどうか。「など」は何を想定されていたのか教えていただければと思います。

○総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室（稲原室長） 今、座長の方からおっしゃっていただいた統一的なルールは、この「など」には含めてございませんで、同じような話ではございますけれども、個別に自治体の方から相談があったときには相談に乗るといって、相談窓口的なものを設けるということを含めて考えているところでございます。

○原座長 ただ、この閣議決定の文書上は、地方公共団体に対しての協力という中で、必ずしも読み込めないわけではないかと思いましたが、そういった趣旨で申し上げました。

あと副大臣、何かございましょうか。

○松本副大臣 大丈夫です。

○原座長 よろしいですか。

あと先生方から、さらにコメント、御質問はございますでしょうか。

○高橋委員 空白問題ですが、これは一部事務組合や広域連合については、今後、技術的な助言を徹底すれば克服できるだろう、という見通しはおありだということでしょうか。

○総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室（稲原室長） なるべく改善していきたいという思いは持っております。何で作っていないとか、規則でやっているのかということの組合の事務の性質もちょっと見てみたいなど、担当者としては思っております、さほど取り扱っていないような一部事務組合ですので、特定の事務処理だけをやっているところもございまして、だからといって個人情報取り扱いについて皆無かということもありませんので、どんなところが作れていないかという、相手側の事務の共同処理の状況などを見ながら、制定していただけるよう進めてまいりたいと考えております。

○原座長 よろしゅうございますか。

それでは、先ほど十分にお答えをいただけなかった点、特に地方自治の本旨との関係などについては、どういった形でお答えをいただくのがいいのか、事務局とも相談をさせていただいて、引き続き議論をさせていただければと思います。それから、今日はほかにもお答えをいただけなかった点、その他、もう少しこちらでも伺ってみたいと思うところが出てくるかもしれませんので、また、追って御連絡をさしあげたいと思います。

この問題はさまざまな方々の御意見を伺いながら、検討、議論を深めていきたいと思っておりますので、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

今日は、どうもありがとうございました。

（総務省 退室）

(個人情報保護委員会事務局、厚生労働省、文部科学省、経済産業省 入室)

○原座長 では、続きまして、議題2「医療分野における個人情報の取扱い」に移らせていただきます。

この議題は、先日、規制改革ホットラインに提案が提出されました。提案内容から緊急性が高いということ、それから、このワーキング・グループにおいて、さらなる精査、検討を要するという判断をいたしましたため、本日取り上げることといたしました。

本日は、関係省庁として、個人情報保護委員会事務局、厚生労働省、文部科学省、経済産業省に御出席をいただいております。お忙しい中、大変ありがとうございます。

では初めに、事務局から御説明をお願いします。

○西川参事官 ただいま原座長から御説明がありましたとおり、本提案は先日、ホットライン提案として提出されました。提案者が、本日御都合がつかないということで、その内容について、資料2に基づきまして説明をさせていただきます。

提案内容について具体的に説明をさせていただく前に少し申しますと、先般、改正されました個人情報保護法等において、個人情報の定義について、個人識別符号が個人情報に該当するということが明確化され、要配慮個人情報について、本人同意を得ない取得が原則禁止になって、いわゆるオプトアウトがそれについては禁止されるといった措置が講じられたということがございまして、現在、個人情報保護委員会において、ガイドラインの策定作業が進められていると聞いております。

また、今日のテーマであります医学研究については、文部科学省、厚生労働省、経済産業省において、個人情報の適切な取扱いを含む倫理指針というのが今でもあるわけがございますけれども、これについて、現在、改正個人情報保護法の内容も踏まえた倫理指針の見直しが検討されていると、こういうようにも聞いております。

本日の提案ですけれども、こうした各種の動きがある中、医療関係者の方から個人情報保護法が改正、施行された後に、医学研究を行うのにいろいろな支障が生じるのではないかと懸念があるということで、本提案をいただいたという背景がございます。

具体的な提案内容について御説明をさせていただきますけれども、1つ目の提案は、資料2の最初のページです。従来の倫理指針において、診療情報から氏名や住所などの情報を削除する、匿名化という作業を行った場合には、従来ではオプトアウトが許容されていたということなのですが、改正個人情報保護法の内容を踏まえた新しい倫理指針の案においては、オプトアウトが許容されないのではないかと懸念があるようです。また、新しい倫理指針案におきまして、経過措置が設けられないと、現在実施中の医学研究について、新しい倫理指針の施行までに変更しないといけないということになるために、通常のいろいろな研究、診療活動ができなくなるのではないかと、こういうことも要望者は懸念しているということです。

これらの点につきまして、事務局の側で、要望者に確認した点を補足いたしますと、従来の倫理指針に基づいて匿名化がされたという情報であっても、ゲノムデータなど、個人

識別符号が含まれる場合とか、あるいは情報の提供元に対応表が残っていて、提供先が容易に照合できるという場合には、新しい倫理指針の施行後は個人情報に該当すると判断される、また、個人情報と判断された情報の中に、病歴など要配慮個人情報が含まれると、オプトアウトが禁止されてしまうといった心配が、この提案の背景にあるわけです。

新しい倫理指針においては、医学研究の基盤を支える症例研究などについて実施できなくなるのではないかと懸念していることから、民間、公立、国立病院、大学病院、こういった医学研究の主体にかかわらず、個人情報保護法などの義務規定を一旦適用除外として、新しい倫理指針において、どの主体も、履行、遵守可能な個人情報の取扱ルールにしてほしいというのが1つ目の要望でございます。

2つ目の要望は資料2の2ページです。これは従来の個人情報保護法に基づく、医療介護事業者ガイドラインというのがあったわけですが、ここでは診療情報の中から、氏名、住所など、そういった情報を削除した匿名化という作業を行った場合には、例えば症例報告とか、あるいは専門医資格の認定のために必要なケースレポートといったものの提出ができたわけですが、改正個人情報保護法が施行された後は、本人同意をとらなければいけないのではないかと懸念しているということです。

こういったこともありますので、要望内容としては、改正個人情報保護法の下でも、症例報告とか、あるいはケースレポートを提出する際に、従来の医療介護事業者ガイドラインに従った、同じ運用がなされるということを要望しているということです。

ホットライン提案の内容の説明といたしましては、以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

では、今の提案内容について、個人情報保護委員会事務局から改正個人情報保護法の施行準備状況も含めて説明をお願いいたします。

○個人情報保護委員会事務局（山本参事官） 個人情報保護委員会事務局参事官の山本でございます。資料3に基づいて、御説明を申し上げたいと存じます。

資料3の1ページを御覧いただきますと〈目次〉となっておりますので、この4点につきまして、本日は資料を御用意しております。

おめくりいただきまして、2ページ「1. 個人情報保護法の主な内容と改正のポイント」でございます。こちらは2005年に施行されまして、現在、11年目に入っておりますけれども、施行されてきております現行個人情報保護法の主な内容に、今回、昨年の改正法の成立によりまして入れた内容を合わせ含めて一覧にした内容でございます。

今日のテーマである医学研究との関係におきましては、先ほど事務局からも御説明をいただきましたように、定義といたしまして「(2) 要配慮個人情報」というものが新たに規定をされまして「本人の人種、信条、病歴など」の中には犯罪歴といったものを含めて、本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報につきましては、要配慮個人情報として取り扱うという、新たな規律、考え方が導入されておることでございます。詳しくは後ほどの資料で御説明を申し上げます。

あと、もう一点申し上げておくべきは「4. 監督」のところでございます。個人情報保護委員会が改正個人情報保護法の成立によりまして、本年1月1日に設置されております。今後、個人情報保護法の改正法が全面施行になるタイミング、来年春頃を想定しております。その際、個人情報取扱事業者に対する監督権限を、現行の主務大臣制を廃止しまして、委員会に一元化しております。逆に申し上げれば、それまでの間は主務大臣制が維持されておりました、各所管分野における個人情報の取扱いについて、現在、主務大臣が御対応いただいておりますという状況でございます。そのような制度変更があるということでございます。

次に3ページでございます。では、翻りまして医学研究におけます個人情報の取扱いについては制度上どうなっているかということでございます。

3ページの下、改正後の条文になっておりますけれども「(適用除外)」という赤見出しのところを御覧いただきますと、第76条で個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については、第4章の規定は適用しないということになっております。適用除外の規定は現行法にもございまして、この部分につきましては、改正法につきましても、そのまま内容を引き継いでまいります。その中の3号に、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う際は、この個人情報保護法の適用は除外をされています。

ちなみに第43条が上に書いてございますけれども、これも現行法に同様の規定がございまして、改正法にも引き継がれる条文でございます。第43条第2項を御覧いただきますと、今、触れました第76条第1項各号に掲げるもの、この中に学術研究機関が入るわけなのですけれども、こちらに対して個人情報等を提供する行為について、学問の自由を尊重する観点から、法定上、個人情報保護委員会はその権限を行使しないという規定もございまして。これは改正法の全面施行までの間は、主務大臣はその権限を行使しない旨の規定となっているというものでございます。

そのような形でございまして、学術研究分野につきましては、現行、個人情報保護法が適用除外になっております。そのような考え方を、4ページにおきまして「(参考)」ということで載せさせていただいております。つくりといたしましては、左側に「寄せられた主な御意見の概要」とありますけれども、先ほど事務局及び座長からも御紹介をいただきましたように、改正個人情報保護法の施行に向けまして、政令、委員会規則及びガイドラインの制定作業を進めております。この「寄せられた主な御意見の概要」というのは、11月2日に締め切りましたガイドライン案についてのパブリックコメントの中から2つピックアップしたものでございまして、今回のホットラインにお寄せいただいた内容に則するものとして、御参考までにこちらに掲げております。御意見に対する考え方の部分は、適用除外の関係、また、私どもの改正法における権限関係について制度を示しつつ、個人情報の適切な利用により、学術研究が進むことの重要性についても4ページの下の方の箱の考え方のところでは触れさせていただいております。



5 ページでございます。先ほどの資料2「規制改革ホットライン提案」の2 ページにかかる部分でございます。学術研究については、そのような取扱いということなのですが、学術研究機関以外に、医療に関する個人情報を取り扱う主体としては、例えば私立大学附属病院、民間病院、その他クリニック、たくさんございます。こちらにおきまして、私ども個人情報保護委員会に権限が一元化された後も適切に守っていただく必要がございます。

そのような流れの中で、2 つ目のチェックポイントでございますように、私ども個人情報保護委員会が全分野に適用される汎用的なガイドラインを定めるということで、現行、(1)～(4)に掲げるそれぞれの案、(2) (3) (4)につきましては改正法で導入されたものですので分冊の形式で新たに作っておるものがございます。このようなガイドラインを、パブリックコメントを頂戴し、その締め切りをさせていただきまして、追ってお示しをさせていただくような流れでございます。

ただ、この際、汎用的なガイドラインという性質上、最後のなお書きを御覧いただきたいと思っておりますけれども、一部の分野、これは具体的には医療関連分野を想定しておりますけれども、現行の個人情報保護法に基づいて運用されているガイドラインを、しっかり適切に引き継いでいく必要がある分野として、医療関連分野、金融関連分野等を挙げております。具体的には、矢印で一番下に書いてございますけれども、医療の現場での個人情報の取扱いにつきまして、黙示による同意取得でありますとか、匿名化の扱いという現場での工夫がなされておるところでございますので、こういったものについては適切に引き継いでいこうということで、個人情報保護委員会における御審議もいただき、そのような方向性を既に定めております。

具体的なガイドラインといたしましては、今、申し上げた一元化したガイドラインをきちんとセットさせていただきまして、それを踏まえまして、厚生労働省と相談をし、一元化、汎用的なガイドラインを基に、この医療関連分野における適切な規律というものをお示しし、医療関連分野の皆さんにおかれまして、現場において適切に個人情報を取り扱っていただくという考え方で臨んでまいります。

最後、6 ページ、7 ページにつきましては、要配慮個人情報の規定についての御説明となっております。これにつきましては、先ほどの事務局からの御説明で尽きておると思っておりますので、7 ページだけ簡単に触れまして、私の説明を終了させていただきます。

7 ページにつきましては、要配慮個人情報で法律の条文に規定されているもの以外に、政令で規定するものを◆で5 つお示ししているものがございます。このうち、上の3 つにつきましては、病歴に準ずるものとして政令で定めているというようなものになっておりました、御覧になっておわかりいただけたと思っておりますけれども、障害がおりになるというようなこと、また、健康診断その他の検査の結果、これは遺伝子検査の結果も含むということになります。それに加えて、最後、診療情報や調剤情報も要配慮個人情報として扱うということで、明確化しつつ、今後、お示しするガイドラインにおきましても、案はお示ししているわけなのですが、具体的な考え方をわかりやすく示すということで、

しっかり情報提供をし、関係者に適切に御対応いただこうと考えておる次第でございます。

私からの説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○原座長 ありがとうございます。

では続きまして、3省を代表して、厚生労働省さんから医学系研究に関する倫理指針等の改正準備状況について説明をお願いします。

○厚生労働省厚生科学課（佐原課長） 厚生労働省厚生科学課長の佐原と申します。お手元の資料4を御覧いただきたいと思っております。

まず、資料4の2枚目ですが、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針の主な内容が書いてあります。これはさまざまな医学系研究を行うに当たって、研究者あるいは研究施設が守るべき内容について書いているものでございます。

「主な内容」というところを見ていただきますと、研究者等の責務の明確化、あるいは倫理審査委員会の議を経なければいけないでありますとか、あるいはインフォームドコンセントに関する規定等々、記載しているところであります。こちらの指針は平成15年からございまして、数次の改訂を行ってきておりますが、今般、個人情報保護法等の改正に伴いまして、この指針の改正という作業を行っているところであります。

3ページ目をおあげいただきますと、上の段に医学系研究に関する倫理指針の改訂のスケジュールというものを記載しております。本年度の4月から3省合同で指針の改訂に向けての委員会というもの、公開の場で議論をいたしまして、8月に指針改正案の中間取りまとめを行っております。9月、10月とパブリックコメントを実施しております。その後、実は先週の11月16日にも、パブリックコメントを受けて委員会をやっておりまして、次は12月1日に委員会を実施する予定であります。年が明けたら、なるべく早いうちに指針の改正案を出していきたいと思っております。

今回の、この指針の改正は、個人情報保護法等の改正を踏まえて実施するわけですが、次の4ページ目を見ていただきますと「医学系研究における個人情報の流れ（例）」と記載しております。実は研究者の方々から、医学系研究が滞るのではないかというパブリックコメントをたくさんいただきました。どういう点で問題になるのか、これは一つの例でございますが、例えば一番右側に「研究機関」「患者レジストリーの構築」これは例えば大学であるとか、ナショナルセンターといったようなものがありますが、そういったところが自分の病院の患者さんの情報だけではなくて、民間病院も含めて、いろいろなカルテの情報を集めております。民間病院は、当然そこを受診する患者さん、ここではそれぞれの病院で2人しか書いていませんが、実際には100人も200人もいるわけでありまして、これらの皆さんから集めた情報が、真ん中の民間病院から右の研究機関に行くに当たって、そのときにどういう手続が必要になるのか。今回の個人情報保護法改正で、新たな手続がいろいろと負荷されるのであれば非常に大変なことだということで御意見をいただきました。

具体的に申しますと、「『病歴』を含む個人情報の提供」は、今回の個人情報法の改正では、

病歴は要配慮個人情報ということですので、これまで医学系研究では、こういった情報を民間医療機関から研究機関に提供する場合であっても、オプトアウトで可能であったわけではありますが、今後どうなるのかと。もし今後は患者さんの同意が必要になると、患者は100人も200人も、場合によっては1,000人もいますので、一人一人とるということは非常に大変なことになって、研究に支障が生じるということで御意見をいただいたところでございます。

こういったパブリックコメントもいただきましたので、こういった場合には、個人情報保護法第76条の適用除外というものは、民間医療機関も含めてどういった範囲まで適用除外になるのか、改めて個人情報保護委員会等ともお話をさせていただきました。もちろん私立大学病院等はいいいわけですが、4ページ目の絵の真ん中にあります「医療機関（民間含む）」といったようなところは、果たして学術研究をする機関、またはそれらに属する者に該当するののかについて、改めて個人情報保護委員会と整理をさせていただきました。今回、基本的には、こういった機関であっても、倫理指針に沿った研究を行っている、そしてしっかりした研究計画が倫理審査委員会の議を経ているといった一定の条件があるのであれば、第76条の適用除外に該当すると解釈をできるというように、今回なりました。先ほど申し上げました11月16日に行いました3省合同の委員会でも、そのように報告し、また、指針案はパブコメを踏まえて大幅に書きかえて提示をさせていただいたところでもあります。

非常に端的に言いますと、従来どおり、改めて患者の同意を個々にとる必要はなくオプトアウトで可能という形で整理をして、もちろん例外はありますが、この方向で先週の3省合同の委員会でも御了解をいただき、今、準備を進めているところでございます。したがって、この提案事項の2番目のところでもいただきました経過措置を設けるべきではないかといったようなことにつきましても、基本的に現行と大きく変わるものではありませんので、特段の経過措置を設ける必要はないのではないかとというように、現在のところでは考えております。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

提案の内容で、基本的には3点あったわけですが、まず、簡単に整理をしますと、1点目でオプトアウトを許容してほしいという部分については、これは今、お話のあったように基本的に認めますということですね。それから、2点目に経過措置の部分、これは設けないという御説明がありました。それから、3点目、症例報告、ケースレポートの提出などという部分については、その前の個人情報保護委員会さんの御説明で、この5ページですね。医療については、従前の考え方を維持したガイドラインを示すという御説明があったということだと理解をいたしました。森下先生、いかがでしょうか。

○森下委員 ありがとうございます。

パブコメを経て、大分現実に沿いつつあるのかなと思っています。ただ、ここに至る過程の中で、これだけ多くの学会から反対が出ることも自体が異常な状態なので、非常に唐突

な形で、使いにくいガイドライン、あるいは非常に不安を引き起こすようなガイドラインを作ったという責任は、是非痛感していただきたい。このような状況が今後の改訂ごとにあるようであれば、日本の医学研究全体がどうなるのかと。アベノミクスの中で健康医療戦略とこれだけ言いながら、省庁自らが首を絞めるという、正直信じがたい状況ではないかと私は思っています、ここは各省庁、ちょっと他人ごと過ぎたのではないかと、猛省を促したいと思っています。

その上でさらに疑問があるのは、一つは学術を目的とする機関という、この定義なのですね。学会というのは、いきなりできるわけではなくて、場合によっては研究会レベルという任意団体からスタートして大きくなっていくケースがある。そうすると、学会に至らないようなケースというのが「等」の中で、まず排除されるかどうか。要するに、現行どおりというところに本当に入るのかどうか。まずは、ここを確認させていただきたいと思います。

それから2点目は、症例報告あるいは専門医取得のための資格、このときには個々の患者情報が必要であって、何センチ、何キロ、何歳というところの情報がないと、医学研究になり得ないわけですね。大ざっぱに40歳以上とか、あるいは170センチ以上みたいな数字では全く意味がない。そうすると、かなり詳細な情報が、いわゆる研究会報告をやったり、あるいは病院内でのレポート、それから、個人の開業医の先生方の専門の取得によると。こういうものに関しての扱いというのは、果たして現行で十分外れているかどうか、従前どおりできるのかどうか、この2点を、まず御確認したいと思います。いかがでしょうか。

○厚生労働省厚生科学課（佐原課長） まず、今回、第76条の適用除外になるところはどこまでなのかという御質問でありますけれども、当然、日本内科学会とか外科学会といったようなところがやる研究については適用除外と考えております。また、それ以外の研究会といったようなものであっても一定の手続、これはこれから詳細に決めないといけないと思いますが、基本的には倫理指針に基づきまして、きちんとした研究計画があり、倫理審査委員会を通過している、こういったものについては、適用除外になるという理解で進めていきたいと思っています。

○森下委員 学会のサイズ等ではなくて、あくまでも倫理審査委員会を通過しているかどうかというところがポイントだという御理解ですね。わかりました。

2点目はどうですか。

○厚生労働省医政局総務課（堀調整官） 2点目の症例報告ですとか、専門医の認定に関しての御質問でありますけれども、現行については、そもそも院内で使う場合については個別患者の同意は必要ないという形になっておりますし、また、第三者提供とか、院外に出す場合については、十分な匿名化をさせていただいた上で出しているというのと。また、匿名化がなかなか難しい場合については、個別の患者さんの同意をいただいているというように理解をしています。

○森下委員 既存の場合でも、實際上、匿名化のところが名前を伏せているぐらいのケー

スだと思うのですよね。それで医学研究の場合は、それ以外のところを伏せてしまうと意味がない研究になると思うのですよ。そうすると、今の話だと、従来の方法では匿名化ができていないと見なされる危険性はないのですか。

○厚生労働省医政局総務課（堀調整官） 繰り返しになりますけれども、そこは十分な匿名化ができない場合については同意を個別にいただく。

○森下委員 だから、十分な匿名化ができない場合というのは、どういうことを言っているのかという意味ですよ。それができなかつたら、医学教育は一切できないわけですよ。皆さん、本当に現実を考えて議論をしていますか。これがもし施行されたら、あしたからの話でしょう。だから、個別のケースで考えてくださっていますかということを知りたいのです。

では具体的に、私が症例報告をしたとして、どういうことをすれば匿名化ができていないというように皆さんは見なすのですか。どういうことをすれば匿名化ができていますか。これは本当に、日本の研究が進むか、進まないかでなく、全くできなくなる可能性があるのですよ。

○厚生労働省医政局総務課（堀調整官） 現行の医療介護のガイドラインというものを厚生労働省の方でお示しをしておりますけれども、その中では、氏名、生年月日、住所等を消去することで、匿名化されるものと考えてという形でお示しをしているところでございます。

○森下委員 では、現行どおりという理解でいいですね。そういうようになるということでは間違いはないのですね。

○厚生労働省医政局総務課（堀調整官） 今後の取扱いについては、個人情報保護委員会の方とも、よく御相談をさせていただきます。

○森下委員 だから、そういうお話だと、すぐにこれを実行するというのでは困るわけですよ。正に猶予期間を作ってくれないと、明らかにそこで混乱が生じるし、もしそれを守らなくて個人情報保護法違反だと言われたら、医者の方はやっていられないですよ。だから、そこを明確にしてくださいという話をしているわけですよ。

○厚生労働省医政局総務課（堀調整官） そこは先ほど個情委からも御説明がありましたとおり、従来から医療の現場で行われてきた黙示の同意ですとか、匿名化などについては、引き続き法記載をする方向でガイドラインの整備してまいりたいと考えています。

○森下委員 方向とか、明確ではない話が続きますよね。それでは困るという話を、ずっと言っているのですよ。いざ施行されて、そうならないで穴があいていたら、どうするのですか。

皆さん、問題を小さく考え過ぎていると思いますよ。学会が言われているような臨床研究というのは、かなりここでいけるようになったと思います。だけれども、それはあくまでも研究の話であって、一方で個別の医者の教育というのがあるわけですよ。そこでは個別の事例を扱っているわけですよ。例えば同意をとればいいと皆さんは簡単に言うけれど

も、救急の現場では亡くなってくる方もたくさんいらっしゃるわけです。そういう症例も全部、研究医学教育になるわけです。あるいは胎児の状態で亡くなったような症例もあるわけです。そんなのは同意をとれるはずがないではないですか。そういう個別の事例で、難しそうな症例。例えば情報を出さなければいけない、難病で一人一人のデータを見なければいけないものもいっぱいあるわけです。患者さんが3人ぐらいしかいないような病気もあるのだから。そこまで踏まえて、ちゃんと従前どおりできるかどうかと。これは本当に頭の体操でちゃんとやってもらわないと、このまま本当に施行するのであれば、そこは非常に詰めてもらわないと困ります。

猶予期間があって、その間にある程度やってみて、問題があったら直すというのならまだわかりますよ。でも、今のお話だとすぐやりますと。それで何かあったら責任をとるのは、あなた方ではなく我々ですよ。個別の事例のところ、厚労省が処罰されるわけでも何でもありません。だから、そこまで考えてやってくれているのですかということを知りたいの。今のお話だと方向ですという話ですよ。最終的に、その方向がちょっとでも崩れたらどうするのですか。そこまでの覚悟を持ってやってくれて、もしそういう事例が出たら厚労省が責任をとってくれるのです。

○厚生労働省医政局総務課（堀調整官） 繰り返しになりますけれども、基本的には、現在、行われている黙示の同意ですとか、匿名化なども引き続き取扱いを記載していくという方向で、個人情報保護委員会の方と、よく御相談をさせていただきたいと思っています。

○森下委員 では、何か問題があれば厚労省の方で対応していただけるという御理解でいいですね。その場で知らなかったというのは言わないですね。

○厚生労働省医政局総務課（堀調整官） 御指摘の点も踏まえて、よく調査をさせていただきたいと思います。

○原座長 これ以上は同じ答えしか返ってこないようですので、相談をされた上で、もう一度報告をお願いします。

それから、先ほど経過措置については設けないというお話がございましたが、これは今の森下先生のお話とも重なりますけれども、全くルールを変えないというのであれば経過措置は不要だと思いますが、一部は変えるわけですね。変えるならば、何らかの対応が必要になる部分について、当然、経過措置を設けるということも含めて、御検討いただくべきかと思います。

○厚生労働省厚生科学課（佐原課長） 基本的には設けないと申し上げましたのは、大きな御指摘のところは、今回、第76条の適用除外になりますということですので、そもそも設ける必要がないと考えておりますが、ただ、今、御指摘のとおり、若干、まだそれ以外のところもあるかもしれませんので、経過措置についてはきちんと考えていきたいと思っております。

○原座長 経過措置は考えるということによろしいですね。

○厚生労働省厚生科学課（佐原課長） はい。

○原座長 こういった点も含めて、私たちとして、この点は、最低限しっかりやっていたか、ないかと困りますということ、会議の後にペーパーでまとめてお出しをするということにさせていただきたいと思いますので、これはまた、別途、御相談をさせていただきます。

それから、先に1点だけ御質問をさせていただきますが、1つ目の、オプトアウトは許容するということだったのですが、その際に、個人情報の匿名化について、その対応表が適切に管理されているという場合について、個人情報に当たるという処理なのか、当たらないという扱いをされるのかについて議論があるやに聞いておりますが、この点について教えていただけますか。

○個人情報保護委員会事務局（山本参事官） ただいまの点につきましては、個人情報保護法の個人情報の考え方としましては、今、座長から御指摘をいただいた議論とはちょっと切り離れていまして、私から御説明を申し上げましたように、これは適用除外の分野におきまして、適用除外とは言え、個人情報を取り扱うものですから、適切な関係者、適用除外の皆様が、適切な個人情報の取扱いを行っていただくためのルールを自主的に作っていただくと、自主的に守っていただくためのルールということで、今、医学研究についての倫理指針を検討いただいているところでございます。医学研究の倫理指針におきまして、これをどのような扱いとするかということでございますので、今、座長がおっしゃった個人情報に当たるかどうかということからは切り離れていまして、どのような情報を、どのように扱うかという倫理指針の中での整理の問題ということで御理解をいただければよろしいかと思っております。

○原座長 そうではなくて、倫理指針の中でも個人情報という定義、それから照合性についての定義もあると理解しています。当然ながら、同じ言葉が使われているわけですから、個人情報保護法の解釈にもはねるということになるのではないかと思います。

○個人情報保護委員会事務局（山本参事官） 確かに、今、座長御指摘のとおり、前回の検討会における資料におきましては、個人情報一般の定義、考え方に、正に座長のお言葉を借りればはねるかのような表現も含まれておりましたので、これについては若干誤解を招く、ミスリードの可能性があると私どもも考えておりますので、よく整理をいたしまして、そのような誤解を招かないような形の整理にしたい、その方向で、今、作業を進めておるところでございます。

○原座長 個人情報保護法の解釈にはねる可能性が生じるとしたら、これはもう、もっぱら個人情報保護委員会さんにとっての問題であり、それから、医療の問題を超えて大きな問題をもたらす得ることかと思っておりますので、これはそういうことがないように処理をされるというお話をされたらと理解してよろしいですか。

○個人情報保護委員会事務局（山本参事官） そのように御理解いただければ結構です。そのように取り組みたいと考えております。

○原座長 あと先生方、何か他にございますでしょうか。

○森下委員 しつこいようで申し訳ないのですけれども、例えば住所の話で、地域病、いわゆる風土病的なものというのがあるわけですよ。そういうのを調べるときに、何番地までは要らないまでも、何とか地方とか何々市というのが必要なときはあるはずなのですよ。

レジストリー研究というのは皆さん御存じでしょうけれども、目的があつてやるのですが、通常は症例が重なってきて、同じ場所で、2例、3例、4例と出るので公害が見つかったり、風土病が見つかるわけですよ。そういうことは、場合によっては場所を特定した研究もしないと、あるいは報告がないと成り立たないわけですよ。

今の話だと、仮に何々市と書いたら個人情報保護法違反ですか。私が、非常に強く、この市で発生しているというのを疑っていて、そういう症例を報告すると、3例ともこの町でしたと、それはどうなるのですか。

○厚生労働省医政局総務課（堀調整官） 個別事例については個別判断の部分があると思います。

○森下委員 個別判断ということは、捕まるということですよ。個別判断をしないといけないのは安全地帯がないというのと一緒ですよ。こういうのは普通、セーフ・ハーバー・ルールで運用されますよね。今の話だとセーフ・ハーバーがないわけですよ。自分たちが答えを出せないものを押しつけるというのはおかしくないですか。

○厚生労働省医政局総務課（堀調整官） どういう場合に匿名化が十分なされたと見なせるかということについては、よく御相談をさせていただく必要があるかなと。

○森下委員 誰と相談するのですか。

○厚生労働省医政局総務課（堀調整官） 個人情報保護委員会とよく御相談をさせていただきます。

○森下委員 そのときに、もしできなかつたらどうするのですか。現行どおりというのは、全然違うではないですか。

○個人情報保護委員会事務局（山本参事官） お答えを補足させていただきたいと思えます。

まず、当該研究が、学術研究機関による学術研究目的の活動であるとするならば、今、最初に御質問をいただいた個人情報保護法の違反かどうかということであれば、これは適用除外となっておりますので違反ではございません。

次に生ずる問題として、また適切に補足をいただきたいと思いますけれども、倫理指針の中で医学研究に携わる人たちが共通に取り組むべき内容として、これはまとめていただいておりますので、その取扱い上どうかという議論が次に出てくるものだと思っております。いずれにせよ、私から申し上げられるのは、個人情報保護法上は学術研究目的の学術研究機関による個人情報の取扱いであれば、これは適用除外ということになりますので、あとは現場実務の問題ということかもしれません。

あとはもう一点だけ補足をいたしますと、先ほどの匿名化の考え方も、厚労省が申し上



げたとおり、どういう目的で、どういう個人情報を取り扱うかという、個人情報の特性によく着目する必要があると思います。なので、少し申し上げ過ぎかもしれませんが、今の例であれば、番地のようなものが適切に削除されていて、どこのどなたかという、特定の個人が識別されないというものであれば、適用除外ではない部分につきましても、これは個人情報としては取り扱えないのではないのかなと一般的には考えられると思います。

○森下委員 大筋の原則は、おっしゃるとおり、よく理解できるのですよ。だけれども、具体的に学会の、例えば小さな研究会で、まだ会員が10名しかいませんというところを学術的な場と認めるかどうか。誰が判断するか。それを一々、厚生労働省の指針を読んで、ガイドラインのQ&Aを読んで、かつ厚労省に問い合わせると自分で考えてくださいと言われる中で、本当にそういう研究が続くのかと。指針の場合、もっと現実的な問題を、是非考えてほしいと思うのです。

皆さん、厚労省の書類を全員が読んでいるというのは大間違いですよ。大学の一部の研究者は読みますけれども、開業している先生方で、そういう症例をこつこつ集めていただいている真面目な先生はいっぱいらっしゃるわけですよ。そういう先生が、一々それを読まないといけないような研究というのが、果たして国として本当にいいのですか。それは、わざわざ罪を作っている話でしょう。あるいは萎縮して何もできなくなる。

でも、皆さん御存じのように、一例一例の積み重ねが今の医学研究ですよ。その一例一例をできなくしようとしているというのは、非常に私は危惧を持っていて、それが全部できるというのなら全然いいですけども、聞くたびに個別事例ですと言われると、それは答えていないのと一緒にですよ。厚労省の方で全部判断して下さるとか、何かはっきりするのだったらまだいいと思いますけれども、是非この件は、もう少し現実事例に則して、こういう事例はどうですかと聞かれたら、少なくとも厚労省の方から「それは違います」「それは当たります」ということをはっきり言ってもらわないと私は納得できません。皆さんが判断できないことを人に押しつけるなど、本当にそう思っていますよ。皆さん自身が全ての事例を判断できるようになってからやってほしいと思います。

○刀禰次長 座長、よろしいでしょうか。

○原座長 はい。

○刀禰次長 事務局でございます。

そろそろお時間ですので、先ほど座長からお話がありましたように、さらなる論点を先生方で整理していただいて、次回、厚労省に回答をいただくとともに、今の森下先生の医学研究のスタンスということになりますと、担当の課・室長さんでは若干重い部分もあるかもしれませんので、お越しいただく方も含めて、改めて座長と御相談して進めさせていただければと考えます。

○原座長 ありがとうございます。相当程度、御対応をいただいた部分があることは認めつつ、まだ大いに問題が残っているかと思っておりますので、引き続き注視をしていきたいと思っております。

どうも、大変ありがとうございました。

あと事務局から何かございましたら、お願いします。

○西川参事官 次回の投資等ワーキング・グループの日程は、事務局から、別途、御連絡申し上げます。

○原座長 では、これで終了いたします。どうも、大変ありがとうございました。